

令和6年度決算審査特別委員会会議録

1. 出席委員

1 番 吉川 裕三	2 番 川村 太志	3 番 永野 栄一
4 番 松繁 美和	5 番 白石 伸一	6 番 上地 信男
7 番 中山 百合	8 番 大石 教政	9 番 澤田 康雄
10 番 岩本 誠生		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣	副町長 高橋 清人	教育長 大西 千之
代表監査委員 澤田 和久	総務課長 田岡 学	政策企画課長 前田 幸二
住民生活課長・会計管理者 大石 博史	まちづくり推進課長 田岡 明	
建設課長 中西 一洋	健康福祉課長 澤田 直弘	病院事務長 佐古田 敦子
総務課長補佐 小笠原知子	総務課副参事 伊藤 直也	
総務課財政班長 澤田 耕三	政策企画課長補佐 右城 伸	
住民生活課班長 杉本 早苗	健康福祉課長補佐 川村 英司	
健康福祉課主幹 高橋 千尋	まちづくり推進課長補佐 岩本 淳也	
まちづくり推進課長補佐 和田 耕一	まちづくり推進課班長 川村 啓太	
建設課長補佐 渡邊 徳仁	建設課班長 川村 憲嗣	
教育委員会班長 藤島 荘士	中央公民館長 泉 俊行	

開会 9:00

○委員長（上地信男君）みなさん、おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席委員は9名で定足数に達しております。これより令和6年度決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配付したプリントのとおりでございます。日程のとおり、令和5年度本山町一般会計歳入歳出決算のみの審査といたします。明日の9月6日は、特別会計の審査といたします。

直ちに本日の会議を開会いたします。

審査方法は、一般会計歳入歳出、各特別会計歳入歳出の順に審査してまいります。

進め方について、各所管課から特に説明を要する事項について説明を受け、内容の審査に入っていきたいと思っております。

各所管に申し添えます。各所管課は、必ず該当の款に入りましたら説明をお願いいたします。

また、決算審査となりますので、議員各位、説明員には執行された予算についての評価、効果についての質疑、答弁とし、次年度予算編成や行政執行に生かされるようお願いをいたします。

説明員として出席している職員の皆様に申し上げます。担当項目の審査が終了しましたら、審査に支障のないように退席していただいて結構でございます。

なお、発言の際には挙手の上、委員にあつては議席番号、説明員にあつては職名と氏名を告げ、委員長長の許可を受けた後、発言してください。発言は、自席近くのマイクをお願いいたします。

質問は一問一答方式といたします。ページ数と該当箇所を述べた後、簡潔に行ってください。答弁も同様をお願いします。

以上のように進めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、これより議事に移ります。

令和6年度決算審査特別委員会に付託されました認定第1号を議題といたします。

補足説明を許します。

会計管理者、大石博史さん。

○会計管理者(大石博史君) (別紙のとおり補足説明)

○委員長(上地信男君) 補足説明を終わります。

監査委員から令和5年度本山町歳入歳出決算の認定について、意見書が町長に対して提出されておりますので、この際、審査意見の報告を求めます。

澤田代表監査委員、よろしく申し上げます。

○代表監査委員(澤田和久君) (別紙のとおり報告)

○委員長(上地信男君) 澤田代表監査委員、どうもありがとうございました。ご苦勞さまでした。

以上で監査委員の報告を終わります。

それでは、ただいまより令和5年度本山町一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

まず、11ページ、実質収支に関する調書についての審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあればご説明よろしく申し上げます。

総務課長、田岡学さん。

○総務課長(田岡学君) 11ページの実質収支に関する調書につきまして、令和5年度の決

算の特徴につきまして申し上げておきたいと思ひます。

歳入総額は、前年度比10億4,900万円余り、歳出総額は、前年度比8億7,000万円余りの減で、歳入歳出総額は、前年度と比較しますと減少し、実質収支額は6,352万5,000円となっております。庁舎建設事業など、大型事業が一定終了したのが要因と考えております。

翌年度に繰り越すべき一般財源につきましては2,123万9,000円で、主なものは、飲料水供給施設の整備、嶺北中学校屋内運動場の新設事業でございます。

公債費につきましては、前年度から5,900万円余り減少しております。例年、秋に行っております財政研修でもお示ししておりますとおり、これまでの大型事業の償還により令和10年度に公債費はピークになるということでございます。

以上です。

○委員長（土地信男君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。質疑なしと認めます。

ないようでありますので、これで実質収支に関する調書の審査を終わります。

次に、1款町税、12ページから15ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

（発言する声なし） ないようです。これより質疑を行います。

質疑はありますか。質疑なしと認めます。

これで1款町税の審査を終わります。

次に、2款地方譲与税、14ページから15ページ、3款利子割交付金、16ページから17ページ、4款配当割交付金、16ページから17ページ、5款株式等譲渡所得割交付金、16ページから17ページ、6款法人事業税交付金、16ページから17ページ、7款地方消費税交付金、18ページから19ページ、8款自動車税環境性能割交付金、18ページから19ページ、9款地方特例交付金、18ページから19ページ、10款地方交付税、18ページから19ページ、11款交通安全対策特別交付金、20ページから21ページ、以上、2款から11款までの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明をお願いいたします。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） 地方交付税につきまして説明をしたいと思ひます。

決算資料1の4ページに、令和5年度本山町一般会計歳入歳出の前年度比較表がございます。これをご覧いただきますと分かりやすいと思ひます。

地方交付税につきましては、前年度比9,957万1,000円の増となっております。これは、令和4年度に受けました交付税検査で、公債費の錯誤措置によりまして4,000万円余りの増、公債費の増で約4,000万円、合計8,000万円の普通交付税の増がありました。

特別交付税につきましては、病院への繰り出し分、地域おこし協力隊の活動経費、集落支

援員の活動などで約1,400万円余りの特別交付税の増がございまして、前年度に比べましての増となっておりますのでございます。

以上です。

○委員長（上地信男君）説明が終わりました。

それでは、質疑に移ります。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金の審査を終わります。

次に、12款分担金及び負担金、20ページから23ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

（発言する声なし）説明がないようでございます。

質疑に移ります。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで12款分担金及び負担金の審査を終わります。

次に、13款使用料及び手数料、22ページから29ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明をお願いいたします。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）説明申し上げます。

23ページの使用料及び手数料で、不納欠損額52万9,000円とございます。この内容についてでございます。

決算資料の2の3ページをご覧くださいましたら、使用料、土木使用料の項がございます。不納欠損は、改良住宅の……

○委員長（上地信男君）総務課長、すみません、資料の確認のため……

続けてください。

○総務課長（田岡学君）参考にお配りしております決算資料の2の3ページですね。ここに、不納欠損額の内容が掲載されております。改良住宅の滞納繰越分で52万9,000円というものでございます。

この件につきましては、本年6月の定例会で、議長の諸般報告の際に内容についてはお示ししておりますけれども、改良住宅の使用料として52万9,000円、3件分の不納欠損をしたという内容でございます。

以上です。

○委員長（上地信男君）説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで13款使用料及び手数料の審査を終わります。

次に、14款国庫支出金、28ページから39ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要する箇所があれば説明をお願いします。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）国庫支出金の部分につきまして、前年度から減額となっております。これは、先ほど地方交付税でも申し上げました決算資料の1、4ページにあります前年度の比較表をご覧くださいましたら、前年度から減額になっておる部分がございます。2億6,679万1,000円の減額となっております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の国の交付金、これが令和4年度に比べまして大きく減少したものと、ちょうど本山三島線の改良工事の一部完了に伴いますもので、国庫支出金が減少したというものでございます。

以上です。

○委員長（上地信男君）説明を終わります。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで14款国庫支出金の審査を終わります。

次に、15款県支出金、38ページから57ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

（発言する声なし）説明がないようでございます。

質疑に移ります。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで15款県支出金の審査を終わります。

次に、16款財産収入、56ページから57ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

（発言する声なし）説明がないようでございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで16款財産収入の審査を終わります。

次に、17款寄附金、56ページから59ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要する箇所があれば説明をお願いします。

説明、特にありませんか。

（発言する声なし）説明がないようでございます。

質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで17款寄附金の審査を終わります。

次に、18款繰入金、58ページから61ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

特に説明ありませんか。

（発言する声なし）説明がないようでございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで18款繰入金の審査を終わります。

次に、19款繰越金、60ページから61ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

(「ありません」の声あり)説明がないようであります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで19款繰越金の審査を終わります。

次に、20款諸収入、60ページから71ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

(「ないです」の声あり)特に説明がないようでございます。

次に、質疑を行います。

質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これで20款諸収入の審査を終わります。

次に、21款町債、70ページから71ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。特に説明を要するところがあれば説明願います。

田岡総務課長。

○総務課長(田岡学君)町債の部分について特徴的な部分をご説明申し上げます。

これも決算資料の1、4ページに前年度の比較表がございますけれども、前年度、令和4年度に比べまして8億6,840万円の減少となっております。主たる要因につきましては、庁舎建設事業に係る公共施設等適正管理推進事業債、この借入れがなくなったということでの減少でございます。

以上です。

○委員長(上地信男君)説明が終わりました。

質疑に移ります。

質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これで21款町債の審査を終わります。

これより歳出に移ります。

1款議会費、72ページから75ページの審査を行います。

質疑はありませんか。なしと認めます。

これで1款議会費の審査を終わります。

次に、2款総務費、74ページから99ページの審査を行います。

総務費は、複数の担当課が関係すると思います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）総務費の内容につきまして特徴的な部分を申し上げたいと思いますけれども、この総務費のことにつきましては、本日、代表監査からもありました決算審査の意見書、この12ページに総務費の内容については詳しい記載がございますので、ご参照いただきたいと思います。

全般的なことに関わりますけれども、75ページにあります会計年度任用職員の部分がありますけれども、令和5年度の会計年度任用職員、フルタイム、これは給与に関わる部分ですけれども、令和5年度は20名の会計年度任用職員に勤めていただきました。あと、パートタイム、これは報酬に関わる部分でありますけれども、61名、計81名の方が令和5年度に勤務していただいたという内容になっております。

ちなみに、令和4年度を申し上げますと、令和4年度、フルタイムの方が30名、パートタイムの方が62名、92名の方がお勤めいただいております。

あと、75ページにあります公債費、37万1,605円とありますけれども、この公債費につきましては、ホームページで詳細な内容を公表しておるところでございます。

以上です。

○委員長（上地信男君）複数の担当課にまたがろうかと思いますが、他の担当課のほうからはご説明はございませんか。ありませんか。

政策企画課長、前田さん。

○政策企画課長（前田幸二君）企画費の関係ですけれども、大きなところを説明をさせていただいておきたいと思います。

まず、企画調整事務費ですが、需用費、印刷製本費で162万2,500円、これは町勢要覧の一部改正をしたもので、印刷をしております。それと、企画調整事務費の中で18、負担金補助及び交付金であります。

○委員長（上地信男君）前田課長、すみません、ページをお願いいたします。

○政策企画課長（前田幸二君）83ページです。違う、83じゃない、失礼。

○委員長（上地信男君）それでは、時間がかかるようでございます。ほかの担当課で説明を要するところがあればご説明をお願いいたします。

（発言する声なし）

暫時休憩といたします。

休憩 9：39

再開 9：40

○委員長（上地信男君）それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

説明を要するところ、担当課長、お願いします。

住民生活課長、大石課長。

○住民生活課長（大石博史君）決算書88ページ、89ページになります。

物価高騰対策支援給付金になりますが、去年は3万円と7万円、合わせて10万円の給付を行ったものですが、3万円と7万円、ちょっと給付の時期で死亡される方があって総数が合わないんですが、3万円給付が684件、2,052万円、7万円給付が679件、4,753万円の給付となっております。

以上です。

○委員長（上地信男君）それでは、ほかの担当課、説明事項がございましたらお願いをいたします。

（発言する声なし）

休憩といたします。

休憩 9：41

再開 9：49

○委員長（上地信男君）それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各項目ごとの質疑の中で詳細についての説明をするということをお願いをします。

なお、申し上げます。今後、このようなことのないように、順次資料の整理をよろしくお願いをします。

また、あと1点、執行部の方に申し上げます。説明の中で、ページ数を繰るようなところでは、ゆっくりとしたご説明をしていただけたらありがたいです。

以下、このようなことをご配慮をよろしくお願います。

それでは、会議を続けます。

これより順次質疑を行います。

2款1項1目一般管理費、74ページから79ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）76ページ、役務費についてと、同じく委託費についてお伺いいたします。

まず、役務費の中の指定金融機関派出業務というのが132万円発生してございます。これは四国銀行さんのご厚意でずっと無料でやっていたのが、たしか昨年度から発生したと思いますが、この金額に対しての本来の指定管理としての役割についての費用対効果について、1点お伺いします。

それと、その下、委託料のコンビニ収納サービス委託料、13万2,000円発生してございます。これにつきましても、コンビニ収納に対してのこの手数料について、費用対効果についてどのような結果であったのか、この2点についてお伺いいたします。

○委員長（上地信男君）執行部、答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） 役務費の部分ですね。指定金融機関の四国銀行様に来ていただいて、現金の出納業務をしていただいております。議員からありましたとおりの派出料が発生いたしまして、これまでどおりの収納業務に当たっていただきまして、お客様からの収納に滞りなく進めていただくようにしております。

先方からも、なかなか職員を派遣するということに対しまして費用が発生するというところで、町と双方協議をした上で、この金額で進めております。効果につきましては、何の問題もなく出納業務ができておるといことでございます。

以上です。

○委員長（上地信男君） それでは、効果のほうの問いかけがございました。効果についてのご答弁も併せてお願いをいたします。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君） 会計管理者でお願いします。

○委員長（上地信男君） 大石会計管理者。

○会計管理者（大石博史君） 効果というところですが、現金の受け払いにつきまして、うちでは受けるのがありますが、支払いもあります。その現金の取扱いについては、お金を職員が取り扱うということとは不適切と思われます。そういう意味では、銀行が、金額は言えませんが持参して、支払業務にも当たっております。そういう面からも、この派出業務は重要な役目と思えます。

それから、その委託金額につきましては、高知県下、四銀が行っているところは人口規模で統一金額になっておりますし、高知銀行、高知県農協についても同じような手数料を払うこととなっております。

以上です。

○委員長（上地信男君） ほかに質疑はございませんか。

大石会計管理者。

○会計管理者（大石博史君） それから、コンビニ収納ですが、1件当たり61円の手数料を今払っております。件数は、これで割ればその件数ですが、この金額は税から使用料までの総額の予算額となっております。コンビニ収納は確実に効果を上げて、どこでもいつでも払える、県からどこのコンビニでも払えるというところで、大変、最近の収納額の主なものをコンビニ収納が占めているような割合です。

また、今回補正予算でも計上させてもらっていますが、住民票の発行なんかもコンビニで代理人とかがやれるような体制にもなっていますので、コンビニでの取扱いの重要性は高まってくると思います。

以上です。

○委員長（上地信男君） 吉川さん、いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

それでは、次に、2款1項2目文書広報費、78ページから79ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

それでは、次に、2款1項3目財政管理費、78ページから79ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

それでは、次に、2款1項4目会計管理費、78ページから79ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、2款1項5目財産管理費、78ページから83ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、2款1項6目企画費、82ページから87ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）87ページの補償補填及び賠償金とございます。

33万2,615円ですけれども、新庁舎建設に係る損失費用の負担でありまして、この周辺にある家屋3軒に対して補償したものが33万何がしということでございます。

以上です。

○委員長（上地信男君）質疑はありませんか。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）85ページの委託料について質疑を行いたいと思います。

委託料、これ非常に金額が、この場合は1億円を超えるという委託料になっております。

今会計の全般的な面で委託料の占める割合が非常に大きいわけでありまして、それぞれにチェックをされていることだと思うんですけれども、特にこの中で委託料の3番目の2,000万円を超える、単に委託料と書かれている部分ですね。この部分の内訳がちょっと分かりにくいということと、その下へずっと下りてきまして、事業委託料、これが3,000万円ぐらいですかね、これ。そういう大きなものについては、事前に説明をいただいておりますとより分かりやすいと思うんですけれども、この委託料を、さっきも言ったように、ほかのものでもまた質疑を申し上げたいと思うんですけれども、委託料、非常に大きいわけで、当然金額を出せばそれに対する見返り、すなわち効果、事業対効果、費用対効果というもの、やっぱり説明が私は必要ではないかというふうに思いますので、説明のときにはそういうことも付加してご答弁をいただけたらありがたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（上地信男君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）85ページのご質問にありました委託料2,345万5,300円とございます。この委託料につきましては、新庁舎をこちらに移転する際にしました戸籍事務内のサーバーの移設、あるいは戸籍システムのハードウェアの移設、あと、告知端末に係る機器など、1,700万円の移設費がかかっております。

あと、移転に係りまして電話の設置、これも210万円何がしというものが委託をしたものでございます。あと、Jアラートといいまして、緊急通信システム、これにつきましても

専門の業者に委託をして移設をしました。Jアラートの機器の移設工事には385万円かかっております。これらを含めまして、この委託料につきましては2,300万何がしということになっておるといふことでございます。

以上です。

○委員長（上地信男君）次に、もう一つ、事業委託費3,195万2,770円についてのご説明をお願いします。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）85ページ、委託費の、事業委託費の3,195万2,770円というところの主立った委託費の説明をさせていただきます。

主に、まず一つめの事業として、飲料供給施設の設計に係る費用委託料と、その管理に係る費用となっております。箇所としましては、一つ目が瓜生野の委託飲料供給施設の設計に係る委託費、そして、北山東河内ノ宮地区のこちらは、設計に係る積算委託並びに補償に係る設計委託を行っております。あと、北山西の峰ヶ平の設計委託を行っております。

飲料供給施設については以上で、あと、瓜生野の集会所の管理、工事に関する監理の設計委託を行っております。

以上です。失礼しました。

○10番（岩本誠生君）了解しました。

○委員長（上地信男君）ほかに質疑はございませんか。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）委託料の関係でお答えをいたします。

事業委託料というのが三千幾ら、3,195万2,770円ですけれども、この中でまずは、コミュニティバスの事業委託料ということで1,286万円。85ページです、すみません。85ページの委託料の部分で、事業委託料……

○委員長（上地信男君）確認します。

先ほど中西建設課長のほうから報告がございましたが、説明が。それとはほかの内容でしょうか。金額で、3,195万2,770円。

執行部の方に申し上げます。説明は簡潔にお願いをいたします。

少し整理をしてから説明をお願いしたいと思います。

ここで、意見調整のためしばらく休憩といたします。

休憩 10:07

再開 10:20

○委員長（上地信男君）それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）今2款の6目の企画費をやっておりますけれども、12節の委託料に

つきましては、先ほど説明が不十分で誠に申し訳ございません。特に委託料のうち、飲料水供給施設や集会所の設計や施工の委託料。それから、指定管理料につきましては、メンバーのアウトドアヴィレッジの委託料、併せて嶺北高校の寮の経費の指定管理料になっております。

なお、一覧表にしまして、本当に申し訳ございません。午後一で一覧表で今整理をしておりますので、午後一に一覧表で出ささせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長（上地信男君）そしたら、先ほどの件につきましては、午後一に報告ということでご了解いただけますか。それでは、執行部の方、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

2款1項6目企画費、82ページから87ページのご確認です。

質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

次に、2款1項7目出張所費、86ページから87ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、2款1項8目諸費、86ページから89ページの審査を行います。

質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

次に、2款1項15目臨時特別給付金、88ページから91ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、2款2項1目税務総務費、90ページから93ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、2款2項2目賦課徴収費、90ページから93ページの質疑を行います。審査を行います。

質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、92ページから95ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、2款4項1目選挙管理委員会費、94ページから95ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、2款4項2目選挙費、94ページから97ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）96ページの選挙費の中の委託料、その中の看板設置撤去委託料106万円についてお伺いいたします。

この事業につきまして、こういった業者に対して委託をして、また、その発注に対して利

益相反等に当たるような危険性等がないのか、その点についてお尋ねいたします。

○委員長（上地信男君）執行部、答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）97ページの委託料の看板撤去の部分でございますけれども、看板の撤去につきましては、本山町老人クラブ連合会にお願いをして、設置及び撤去をしております。令和5年度には3件の選挙がございまして、参議院選挙、そして県知事選挙、県会議員選挙とございまして、県会議員選挙につきましては年度をまたいだので、設置のみとなった部分がございますけれども、その設置撤去についてお願いをしたというところでございます。

利益相反というご質問がありましたけれども、当たらないといふふうに考えております。

以上です。

○委員長（上地信男君）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）委託しているのが、確かに町の補助金が入っている団体だと思われませんが、その点につきましての町の収益に対して、年度決済についての監査等チェック体制はきちんと整っているのかどうかについて、もう一度お伺いいたします。

○委員長（上地信男君）執行部、答弁。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）まず、町の補助金の使い方につきましては、国の事業に伴います老人クラブ活動に係る経費に対する補助金になります。先ほど言いました委託を受けてやった分は、会計上は老人クラブは一般会計といって補助金のみの通常会計、それと委託等の分につきましては、特別会計ということでさびわけをして運営をしておりますので、町の補助金につきましては、先ほど言った国の事業のみに対する補助金というふうに考えております。

以上です。

○委員長（上地信男君）ほかに質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

次に、2款5項1目統計調査総務費、96ページから97ページの審査を行います。

質疑はありますか。質疑なしと認めます。

次に、2款5項2目統計調査費、96ページから99ページの審査を行います。

質疑はありますか。質疑なしと認めます。

次に、2款6項1目監査委員費、98ページから99ページの審査を行います。

質疑はありますか。質疑なしと認めます。

これで2款総務費の審査を終わります。

次に、3款民生費、98ページから115ページの審査を行います。

民生費は複数の担当課が関係すると思います。担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君） 101ページの委託費について、101ページ、311の委託費がございます。結構委託が多くありますけれども、大きなものとしては昨年度から重層的支援体制整備事業というのを本格的に稼働いたしました。これは、地域共生社会をやっていくための体制づくりに関する委託料になります。それがどれに該当するかというところがございますけれども、まず一つ目のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業委託料。それと四つ目でございます介護予防支援事業。その下にあります参加支援事業委託料とその三つ下にあります、失礼しました。四つ目でございます生活困窮者支援のための地域づくり事業委託料。その下にあります生活支援体制整備事業委託料。その下にあります他機関共同事業委託料。その下にあります地域活動支援センター基礎事業委託料という事業項目が分かれておりまして、重層的支援事業という大きなくくりにはなっているんですけれども、補助金の請求先がそれぞれ分かれておりまして、計算上はこのように分かれております。これを社会福祉協議会のほうに個別、この事業ごとに契約書を交わして事業を実施しております。

また、昨年度につきましては、地域総合計画の策定の年でございました。これにつきましては、中段でございます障害福祉計画等策定業務委託料、それと一番下でございます本山町地域福祉計画策定業務委託料、それと介護保険事業のほうになりますけれども、これは特会のほうで高齢者介護保険事業計画策定委託料ということで、三つの事業を一つで契約をしております、この契約委託に関しましては一般で契約をしておりますので、1,027万4,000円で契約をしております。

あと、101ページの18負担金補助金交付金のところで、下から四つ目で、福祉タクシー・バス制度の助成金でございます。昨年、令和5年度から土佐町、本山町のハイヤーのほうにご協力をいただいております、今までチケットを出して全額一度負担をした後に、差し引き分を年度末に返すというやり方をしてございましたが、令和5年度からも初乗り料金だけでお支払いをしていただいております、ハイヤーさんのほうからその差額分を請求していただくということで、利用する方からは大変ご好評の意見をいただいております。

実績といたしましても、昨年、令和4年度については63人の方に交付をしておりましたけれども、昨年度は75人交付をしております。バスのほうはちょっと制度的にまだ難しいというところで令和4年度が18人で、令和5年度が15人というのが実績になっておりますが、利用額を見ますと、令和4年度が61万3,610円という金額でしたが、今年度は72万5,430円ということで、利用数は、利用金額のほうについては伸びておるといふ状況になります。

次に、105ページにある委託料、緊急通報システム委託料というところで157万3,550円になりますけれども、これは独り暮らしのお年寄りに対して見守りのシステムを事業委託しております、定期的にご本人さんがみえるかどうか、健康状態の管理をしておるかというところを委託をして、24時間体制で見守りをいただいております。昨年度の実績としましては、65人が見守りの対象となっております。

以上です。

○委員長（上地信男君）ほかの担当部署で説明はございませんか。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）3款民生費の中に、保育子育て支援センター児童クラブの運営管理の費用がございますが。

（「ページ数を」の声あり）ページで言いますと108ページ、108ページから115までになります。この中に、保育子育て支援センター児童クラブの運営管理の費用がございますが、その費用につきましては、令和4年度から特段の変更はございませんので、3款にその項目がございますので、報告をしておきます。

以上です。

○委員長（上地信男君）ほかに説明を要する方、おられないですか。

115ページまでです。98ページから。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）決算書でいきますと108ページ、109ページ。大丈夫ですか。児童手当の支給についてであります。支給額2,746万円、これにつきましては、主要な施策の成果に関する報告書の14ページ、主要な施策の14ページを見てください。

一番上に児童手当支給事業というところで、令和4年、令和5年の対比を載せております。総支給延べ人数ですが、2,476名で支給額の総額は2,746万円となっております。主要な施策で内訳についてはこちらでご確認ください。

続きまして、108から109ページの児童福祉費の中に出産祝金というのがあります。令和5年度については100万円、10名で100万円、本年度から20万円に変更になっております。増額にしておりますが、令和5年度につきましては、10名で100万円となっております。

それから同じページにある次、114から115ページにひとり親等の医療費の助成がありますが、これは対象人数は393件の方に139万6,159円というふうな医療費の給付を行っております。

以上です。

○委員長（上地信男君）説明はよろしいですか。

（発言する声なし）それでは、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ページ数が101ページの中で、先ほど委託料の関係で、この地域相談支援委託料の中で、590万円になります。

○委員長（上地信男君）中山さん。

○7番（中山百合君）間違うた。

○委員長（上地信男君）はい。順番が、ページ順が間違えました。順番にご案内をさせていただきます。

それでは、順次質疑に移ります。

3款1項1目社会福祉総務費、102ページから103ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）失礼しました。

101ページのいいですか。委託料として地域相談支援委託料の598万9,000何々、この分はちょっとどういうほうが相談支援とか、いろんなちょっと内訳が分かれば教えていただきたいです。

○委員長（上地信男君）執行部、答弁。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをいたします。

この地域相談支援委託料というのは、しゃくなげ荘に障害者の利用するに当たって、プランを立てる必要がございます。その関係で、大豊町とそれから本山町がしゃくなげ荘に契約しておりまして、その分の本山町が負担する分で委託料として計上させていただいておる分です。

以上です。

○委員長（上地信男君）構いませんか。

ほかに質疑はございませんか。

それでは、次に3款1項2目社会福祉施設費、98ページから105ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、3款1項3目住宅新築資金等貸付事業対策費104ページから105ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、3款1項4目老人福祉費、104ページから107ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、3款1項5目老人施設費、106ページから107ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、3款1項6目国民年金事務取扱費、106ページから109ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費、108ページから111ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、3款2項2目保育所運営費、110ページから113ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

3款2項3目地域子育て支援費、112ページから113ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、3款2項4目放課後児童健全育成費、112ページから116ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、3款2項5目母子福祉費、114ページから115ページの審査を行います。

質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

次に、3款3項1目災害救助費、114ページから115ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費、114ページから123ページの審査を行います。元へ。

これで3款民生費の審査を終わります。

次に、4款衛生費、114ページから123ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。衛生費は複数の担当課が関係すると思います。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

説明はありませんか。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）119ページをご覧いただきたいと思います。

委託費、119ページにあります委託料についてご説明をさせていただきたいと思いません。

まず、コールセンター運營業務並びにシステム改修業務委託料というので800万円と93万7,000円何がしというのがありますけれども、これはコロナ交付金の接種事業に係る業務委託料になります。

また、各種業務委託料で679万円というのがあるんですが、各種検診に係る病院等、嶺北中央病院等に契約をしておる分の集計が679万円というところでございます。

以上です。

○委員長（上地信男君）ほかに説明を要する方、おられませんか。

（発言する声なし）ないようですので、質疑に移ります。

順次、質疑を行います。

それでは、4款1項1目保健衛生総務費、114ページから117ページの審査を行います。

質疑はありますか。質疑なしと認めます。ないようですので、質疑を終わります。

次に、4款1項2目予防費、116ページから119ページの審査を行います。

質疑はありますか。質疑なしと認めます。

次に、4款1項3目環境衛生費、120ページから121ページの審査を行います。

質疑はありますか。質疑なしと認めます。

次に、4款1項4目病院費、120ページから121ページの審査を行います。

質疑はありますか。質疑なしと認めます。

次に、4款1項5目簡易水道費、120ページから121ページの審査を行います。
質疑はございませんか。なしと認めます。

次に、4款1項6目診療所費、120ページから121ページの審査を行います。
質疑はありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）この不用額についてお伺いいたします。

120ページ、121ページの診療所費の不用額、これ全体の予算に対しての半分以上が約139万8,000円、140万円近い不用額が出ていますが、どうして補正をせずにこういう不用額が出たのかについてお尋ねいたします。

○委員長（上地信男君）執行部、答弁。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）この不用額につきましては、昨年度はへき地診療所に係る際に、顔認証制度のマイナンバーで使える制度のために、顔認証の機械を設置する事業がございました。これと病院会計を補助する事業が二事業あったわけなんですけれども、その関係で、年度末過ぎてからいわゆる顔認証システムに対する補助金が入ってきたり、それに伴って県に出しとった事業を修正したりということで、ちょっと年度末まで入の確認が事務上で間に合わなかったというところで、その精査をすることができなかつたためにちょっと不用額が生じたというところでございます。

○委員長（上地信男君）吉川さん、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、4款1項7目保健福祉センター費、120ページから123ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、4款2項1目清掃費、122ページから123ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで4款衛生費の審査を終わります。

次に、5款農林水産業費、122ページから135ページの審査を行います。

農林水産費は複数の担当課が関係すると思います。担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要する箇所があれば説明をお願いします。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）5款の中で、128ページ、129ページをお願いします。

6目に国土道調査費があります。令和5年度につきましては、汗見川、七戸地区3.39平方キロについての一筆地調査を行いました。その対象筆数は約610筆ほどでございます。地権者自体46名ほどで、この地区は意外と面積に対して地権者少ないというのは1筆

当たりの面積が5,000平米当たりぐらいとかいう割と粗いというか大きな筆が多いというのが特徴でした。

以上、説明といたします。

○委員長（上地信男君）ほかに、担当。

まちづくり推進課、田岡課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）ページ数が127ページになります。

5款3目の農業振興費のうちで、12の委託料の中に事業委託料ということで約2,700万円ぐらいの事業費が計上されております。まず、これの内容の説明をさせていただきたいと思います。

まず、幾つかこの事業を取り組んでおる委託料でございますが、まず本山丸ごと産地付加価値推進事業ということで、これは国の地方創生推進交付金を活用いたしまして、事業を実施しておる3年目の事業であります。

内容といたしましては、さくら市を中心としまして、その販売戦略会議、その計画策定でありますとか、その進捗管理を行うそのような人材確保統括マネジャーを置かせていただいて、事業を推進をしております。

また、ECサイト等、販売でインターネットを活用した販売方策等も展開しておるとい事業になっております。

あわせて、本事業では農産物の確保推進ということで、加工品開発や販売戦略等の検討も進めております。こういう事業を行っております。その事業費としましては、1,155万円、2分の1が国費ということになっております。同じく、委託先が本山町農業公社となっております。失礼しました。

続いて、もう一つ同様の地方創生推進交付金事業としまして、産業活性化未来創造構築事業ということを取り組んでおります。事業費が1,000万円、事業内容としましては、スマート農業の実践を普及させる取組ということで、コンバインとかトラクターのスマート機能を活用した事業展開でありますとか、ドローン等の事業等の展開を進めております。

また、この事業の中では持続可能な農業展開を提案、普及させるということで、耕作放棄地の解消でありますとか、農業公社の公的機能の中で農業の維持保全するような内容もこの事業で活用させていただいております。

また、事業費は100万円で農業地利用円滑化事務委託金としまして、これ耕作放棄等がされそうな農地を農業公社が一旦耕作管理をし、またその後担い手農家へつなぐような仕組みを構築しておりますが、その担当する職員の人件費として100万円支払っておりますのと、集落支援員の1名委託をさせていただいて、地域内農産物の各地区の農家を支援するというので、庭先集荷等の対応等、集落支援の活動の中でやっておるということでございます。これについては、特別交付税の措置がされるということでございます。

事業委託料の内容は以上でございます。

その下にあります18負担金補助金の内容でございますが、補助金のほうでは新しい

事業としましては、花卉・園芸農家支援ということで、これは農業経営を継続支援する事業ということで、新たに町の単独で実施しておる事業であります。

花卉園芸農家支援については9件、70万円、その下の機械修繕支援、これは農家さんの機械が故障した際にその費用を支援する事業、これが51件、117万5,000円、あと牛糞堆肥の支援事業はちょっと今堆肥センター故障しておりますので、ほとんど利用がございません。1件7,000円となっております。

同様に、そのちょっと下になりますが、農業用機械支援ということで、209万2,000円計上しておりますが、これは認定の業者や地域の集落営農農家に対する支援ということで、令和5年度は8件認定をさせていただいて、農業用機械の省力化や規模拡大に資する機械整備等の補助金を対応しております。

あと、その下、交付金ということがございますが、大きいものとしては、多面的機能支払交付金、これは18地区が加盟しております交付金としまして、1,497万1,000円の交付金を支払っております。

そして、その下、13款の直接支払交付金ということで、現在本町、17集落協定がされておりますが、これ第5期対策の4年目ということで、約4,400万円の交付金の支払いがされております。

農業振興費は以上であります。

続いて、ページ数129ページになります畜産振興費の補助金のほうを説明させていただきたいと思います。

新しい事業としまして、畜産飼料高騰支援補助金ということで、昨年の国の物価高騰対策の交付金を活用しまして、1頭1万円のこの物価高騰対策の支援をしております。町内、この乳牛も含めまして、647頭に対して647万円の補助金を支出をしております。

続いて、ページ数が133ページに飛びます。

林業振興費について説明をさせていただきます。

ちょっとこれについては資料を配付をさせていただきたいと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長（上地信男君）資料配付のため、暫時休憩といたします。

休憩 11:00

再開 11:00

○委員長（上地信男君）休憩前に引き続き会議を行います。

資料説明をお願いします。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）まず、資料配付をさせていただいた事業につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

ページ数が135ページの補助金の部分になりまして、資料のこの1枚目にあります本山町森林総合整備事業費というのが造林事業ということで記載をしておる事業となります。これ、国の県の補助の事業でございまして、例年林業の基盤整備に係る事業をこの事業を使って先ほどの整備でありますとか、再造林、下刈り等の基盤整備の事業を実施しております。令和5年度の実施した事業につきましては、お手元の資料の内容で各地域のほうでそれぞれ事業を実施しておりますので、ご参考にいただきたいと思っております。

その裏面にありますみどりの環境整備支援事業というのが、すみません。決算書上には造林事業の上にあります森林整備事業補助金ということで171万8,000円の事業の内訳ということになります。先ほど国の補助対象に当たらない事業、この県の事業で対応して、町費も計上してやるということで、これは森林整備搬出でありますとか、作業の開設を昨年度は実施をしておるところであります。

あと、資料の2ページのほうに有害鳥獣の捕獲実績を載せさせていただいております。決算書のほうでは133ページ目の7、報償費というところに報償金としまして487万1,000円ということで、これイノシシ、鹿、猿等の有害鳥獣に対する捕獲された方に対して報償金のお支払いをさせていただいております。資料のほうでは、昨年実績の頭数がどれくらい捕れたかというのをお示しをさせていただいております。資料を見ていただきましたら、イノシシでありましたら昨年はマイナス106頭、鹿がマイナス53頭ということで、このあたりがちょっと前年度より大幅に減少しております。やはり、このイノシシについては豚熱等の影響で捕獲期間になかなか捕れなかったという話も聞いております。それとまた狩猟される方の老朽化等もございまして、ちょっとそういうハンターの方の減少等も影響があると思いますが、そういうことも含めて若干数字は減少しておるということでご説明させていただきたいと思っております。

次に、委託料、同じく133ページにあります委託料であります。大きいものではなないろの森推進事業としまして約1,500万円の委託料を支払いをさせていただいております。これについて説明をさせていただきたいと思っております。

大きくこのなないろの森の中には三つの事業に昨年は取り組んでおりまして、まず一つ目としましては、森林・林業ビジョンというものを令和3年度、本山町のほうでは土佐コンパクトフォレスト構想という大きなビジョンを策定しております。そのビジョンを振興管理していきながら前へ進めていく部分のこのビジョンの推進アドバイザー契約ということで委託をしておる事業であります。約790万円、その事業で事業を実施しております。

これについては、昨年は9回の実行委員会を実施をいたしまして、それぞれこの7つのビジョンに7つのいろんな事業展開が区分分けされておりますので、そういう事業をどういう事業を展開していくかいうのをこの委託をした事業者の推進の下、進めておるところであります。

それともう一つ、ゾーニングの関係の事業といたしましては、昨年はゾーニングという作業を実施をしております。これは、町内にあるこの森林を一定山の傾斜でありますとか、作

業道から近い、遠い、そのような要素をこの3Dの図面に落とし込みまして、やはり森林施業をするのに低コストで効果的な収益が生まれる林業化を展開できるような山と、なかなか条件が悪い山を色分けするような作業、そういうようなゾーニングの調査を委託をして実施しております。

その部分で、あと令和4年度に雇用しました地域フォレスターという人材育成も併せて進めておりまして、地域フォレスターというこの長期的な視点でこの本山町の林業経営を行政と林業事業体との間に入って管理していくような、そういう人材を目指しておりますが、そういう方を令和5年度に1名地域おこし協力隊で採用しまして、その方の人材育成にもこの事業を活用しております。その事業に対しまして、約690万円ぐらいの委託料のほかが計上されております。

あと、その下にあります本山町森林景観整備事業750万円ということで、これは支障木の伐採等で各地区から話合い等、条件が整ったところから順次町道沿いでありまして、河川等の景観に関する部分等々の支障木の伐採事業をやっております。去年は750万円の事業費で実施がされております。

大変長くなりましたが、以上で説明とさせていただきます。

○委員長（上地信男君） それでは、ほかに説明はありませんか。

（発言する声なし） 説明が終わりました。

これより順次質疑を行います。

5款1項1目農業委員会費、122ページから125ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、5款1項2目農業総務費、124ページから125ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、5款1項3目農業振興費、124ページから127ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、5款1項4目畜産業費、128ページから129ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、5款1項5目農地費、128ページから129ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、5款1項6目国土調査費、128ページから131ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、5款2項1目林業総務費、130ページから131ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、5款2項2目林業振興費、130ページから135ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君） ページが138ページ、委託料の関係について質問をいたしたいと

思います。

先ほど課長から説明をいただきました、なないろの森づくり推進事業等についてでありますけれども、既に皆さん、ご案内のとおり、このなないろの森づくり等に充当されます財源は、森林環境譲与税が充当されているというふうに理解をいたしているところでありませぬ。

そこで、昨今ちまたに文書が配られておりまして、その中にその森林環境譲与税の使途についてということでの疑問点を住民の方が提起をされております。当然、この森林環境譲与税の使途については、町内の森林環境のために様々な事業を展開するという事は、これは当然のことでありませぬけれども、その中身についてちょっとお伺いをいたしたいと思っておりますが、なないろの森づくり推進事業の中で、特に地域のフォレスターとか、それからゾーンニングとか様々な言葉が今出てまいりました。その中で、この委託先というのが非常に我々には分かりにくい。どこに委託してどういうふうに事業が展開されているのかということが分かりにくい。そこらあたりもご説明をいただきたいと思っております。

それと、これは事実かどうか分かりませぬけれども、文書によりますと日当が12万円支払われていると。日当が12万円という非常に高額な金額になります。12万円とか5万円とかいうようなことが日当として支払われている。それが結局その財源、費用として契約しているかどうか分かりませぬけれども、充当されているということで、非常に一般的な常識で考えると何かこう金額的に乖離しているんじゃないかなというふうに考えるものです。

そこで、やはりこのことについては議会としても十分今後については承知をしておらなければ、住民から質問を受けたときに決算審査をしたのに全く話題にも上らなかつたというようなことでも、これはどうかと思っておりますので、このあたり休憩中でもよろしゅうございますので、話せる段階で話していただいて、我々に説明をしていただいたらありがたいと思っております。

それから、内容についても、これは定例会で構いませぬのでご回答をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（上地信男君）執行部、答弁。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

まず、なないろの森推進事業についての委託をしておりますので、その委託先ということでございますが、これ遡りますけれども、令和3年度に先ほど説明しましたとおり、本山町の森林・林業ビジョンを策定するに当たりまして、その委託業者を決めるプロポーザルによって委託会社が決められております。古川総研という大阪のほうの会社であります。そのほうの会社によって土佐コンパクトフォレスト構想という向こう50年間の長期間を見通したこの本山町の林業をどうするかという、推進するビジョンができております。そういう流れを受けまして、以後、令和4年度からは策定委員会から推進委員会ということで、こ

の森林・林業ビジョンの推進をしていくということで、以後進めております。

その際には、先ほど言いました大変そのビジョンづくりに関わっていただいた業者さんのほうで引き続いて、7つのこの目的に合ったビジョンを実現に向けた取組を支援していただくに当たりましては、その業者さんのほうに随意契約という形で契約をさせていただいて、その業者さんのほうでこれまで運営をしておるところであります。

それと、日当の件でございますが、ご指摘ありました日当としまして12万円と5万円ということで、一応この12万円については会社の代表の方の管理になっておりますが、この方、総務省が認定されております地域創造アドバイザーというような方にもなっておる方でありまして、全国でいろんなこのようなコンサル業務を行っております。その全国でやっておる単価と同額で契約をさせていただいておるところであります。

なお、この1日12万円ということでございますが、基本は本山町においでいただいて、いろんな事業の説明でありますとか、支援をしていただいておる日当という形で計算させていただいておりますが、その本山の行う運営の会議の中での資料作成でありますとか、そういう事前のオンラインによる協議、そして会が終わった後のアフターフォロー等も含めてちょっと1日という形でやっていただいておりますということで、日数的には年間22日ぐらいの計算上になっておりますが、トータルでこのコンサルのほうでは様々なアドバイス等をいただいて、このビジョンの進捗管理していただくということに対応させていただいておりますので、すみません。ちょっと単価としては高いということですが、それぞれの支援する部分も含んだ単価ということになっておるということでご説明とさせていただきます。

○委員長（上地信男君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）今説明を受けたわけでありましてけれども、12万円が高いか安いかわかるというのはその内容によるわけで、その内容がそれだけに見合うだけの成果が上がれば、それは金額的に考えてもそれほど高くはないということになるかと思うんですが、しかし、これはこの林業に始まったことではないんですが、地域創生、それから町おこし、村おこし、いろいろずっと国を挙げての事業が展開をされてまいりましたけれども、過日も高知新聞に載ってございましたけれども、企画はどっさり出てくるけれども、成果が上がっていない。すなわち地域創生で評価されているのが68%という数字が大きな数字で載っておりますけれども、結局コンサルがどんどん入り込んできて、コンサルにどっさり費用を取られる。すなわちコンサルのための創生事業であったり、ここで言やあ林業であったりとかいうような形に陥りがちであるということが非常に懸念をされているわけです。

我々の町は、また我々の山、川は自分たちがやっぱり守っていく。自分たちでどうするかということを考えていくということが非常に重要なことであって、都会から来た人たちによって、こういうものをせい、ああいうものをせいと、そういう指示を受けながらやっていくようなものではない。だから、むしろコンサル料を入れるんじやったら役場の人材をどんどん育てて自分たちで考えていけるようなやっぱりものをつくり上げていかないと、こん

な高い金でどんどこどんどこやって、実際成果が上がらなかった。この金は一体何のために使っているのかということになりかねない。

だから、我々はもっとそこらあたりを考えていかないと、これ令和5年の実績によると、今話があったように24日、12万円の人 coming。それから、8万円の人、65万円の人64日間来ているとかいうような形になってはいますが、それだけ来たものが果たしてどれだけの成果費になり、どれだけの成果が上がっているかということを検証していかないと、議会としてもなかなか、「あ、これはそうですか」というわけにはいかないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、決算に当たって有効にそれが活用できているかどうか。生かされているかどうかということ審査するということからすれば、我々議会側としてももっとそこらあたりの成果とか、そういうものをこの場でやはり示していただく。こういうことができていますよとか、こういうことができましたとかいうことを示していただかないと、どうも金銭面に対する評価ということにはならないというふうに思いますが、これ町長、もうこれは終わらないと思うんですが、森林環境税をこれから何年かどンドン使っていくわけです。それをこれどんどこどんどこ投入していくことが果たして本町の林業政策としていいのかどうかということはどうもちょっと考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。町長の答弁も求めたいと思います。

○委員長（上地信男君）澤田町長、答弁。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

先ほど課長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、令和3年度にプロポーザル方式でこの本山町の森林整備をどういうふうに進めていくのかということ住民の皆さんを委員といたしまして、論議をしていただきました。それを取りまとめたものが向こう50年の土佐本山コンパクトフォレスト構想、これ委員の皆さんもお持ちだと思いますけれども、そういうふうにとまとめておりまして、その後推進をするということで推進会ということで今取組をしております。

これ、日当と書かれていますけれども、委託は例えば推進委員会の運営に何人役、それから資料作成とかいろいろ項目に分けて、それを何人役というふうに分けておりまして、それを単価で掛けております。だから、1日出勤して賃金として払ったものじゃなくて、そういったものにかかる経費について、何人役必要、何人役必要という積み重ねの金額となっております。ということをご理解をいただきたいと思えます。日当ではないということで、その推進会を開くに当たって、当日同席当然してもらって、委員会の推進なんかも論議とかというのを本当に全国、場合によっては世界の林業の取組について知見をお持ちですし、経験もお持ちですし、全国の情報をお持ちの方で、先ほどアドバイザー委員の資格も持たれておりますけれども、そういったことで全国各地でもそういった林業の振興について指導や計画を取り組まれておる方で、そういった方に本山町で論議するときには林業事業者、それから林業団体、それからいろんな関係者の方にその情報を提供いただいて、7つの森の、それは経済林であ

ったり、里山の整備であったり、そういった7つの目的を持っておりますので、これはもう資料をお渡しさせてもいただいて説明もさせておりますので、ご承知のことと思っておりますけれども、それを今後進めていくということで委員会をリードしていただいておりますのは、これはもうそのとおりでございます。

今ご指摘のあった職員数が非常に少ない中で、そういった委員会の推進とか資料とか情報とか、そういった知見をまだまだ職員がそれをリードするまでに正直なところ、私も含めてでございますけれども、そういった全国の知見や世界の知見、それから経験や情報、林産物での収入がこんなに上がるとか、そういったものも含めて、それからそういう中でこういう問題が発生しておると。

例で上げますと、ウラジロガシの葉っぱ、あれを出荷するとか、それから全国ではユーカリの葉っぱ、ユーカリを植えてそれをお金にしようとしている。だけれども、環境を害しておるものもあって、賛否が大きく割れとるとか、全国ではそういったいろんな樹種転換に含めてもそういう情報をお持ちでございます。

そういったことを私たちも、私も含めまして今本山町の林業事業者も、それから林業関係団体も、それから関係者もそういう勉強もさせていただいております。

ご指摘のとおり、今ずっとそうしたらそこでもうそういう方に頼んで、職員はもうそのままかという、これは私も駄目だと思います。やはりそこで林業の情報とか、施業の方法とか本山町の林業はこうあるべきだということを職員もそうになったら勉強をして、一人立ち、ただ職員は移動がありますので、なかなかそういうのを引き継いでいくということにはございますけれども、職員もそういう林業の経験を積んでいくと。併せて本山町の林業事業者の方はもう一歩も二歩も三歩も十歩も先を進んでおられますけれども、そういった方にもこういう情報も提供をしながら、本山町の林業を進めていくということに取り組んでまいりたい。今のご指摘につきましては、もう本当に真摯に受け止めなくてはならないというふうには思っております。

以上であります。

○委員長（土地信男君） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君） 町長の考えよく分かりました。私もまさに「松のことは松に習え」「竹のことは竹に習え」というふうに、専門家によっていろいろなことのアドバイスをいただきながら事業を展開していくこと。これは当然のことです。これは知らないことは知っている人に習う。そしてそれを基にして、事業を展開する。それは当然のことです。

しかし、住民の皆さんが、これはというようなことであれば、事前にやっぱり説明をする。議会で詳しく説明をして、住民の皆さんに分かっていただいてから、また議会が納得してからということが非常に大事なことであって、50年先のことでありますので、それまで見通したやはり計画を立てるということはそれなりの経費が要ることは十分理解できます。今いただいておりますこの住民の方の中には、我々が感知していないようなところも大分ある

わけですけれども、了承がない、何だかんだ書いていますけれども、そのことについては、それは監査もいらっしゃるし、様々な形で対応していただければいいんだって、我々この事業が果たして費用対効果としての形で将来的に、なるほど、この選択は間違っていなかったと言えるかどうかということについて、十分これからの監視を続けていかないと。これ議会としての役割だというふうに思っておりますので、出した金額以上には成果の上がるような一つの事業展開を期待をいたしたいと思えます。

以上です。

○委員長（上地信男君）暫時休憩といたします。

休憩 11：28

再開 11：30

○委員長（上地信男君）休憩前に引き続き会議を行います。

ほかに。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）それを受けまして、今のご質問いただいたとおり、この費用対効果については十分精査して事業を進めてまいりたいというふうに思います。

答弁、よろしく願いいたします。

○委員長（上地信男君）ほかに質疑はございませんか。

9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄君）先ほど説明はあったんですが、133ページの景観保全事業ですが、支障木の伐採の件ですが、毎年結構これを区長に要望してやっていると思うんですが、毎年どれぐらいの要望があって、どれぐらいのところでやっておるのか分かりましたらちょっとお聞きします。

○委員長（上地信男君）執行部、答弁。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

ちょっと細かな各地区から要望状況を資料を取りに行きましたので、それを後ほど確認をさせてもらっているんでありますが、一応この750万円という予算で森林組合のほうで作業を行っていただいておりますが、例年各地区の区長さんを通じまして、要望のほうを提出いただいております。各地区土地の所有者さんのやはり業界があるということが条件になっておりますが、その辺の取りまとめを各区長さんのほうにお願いして、各地区からこの範囲をやっていただきたいという要望を受付して、一定やはり各地区バランスよく作業をしていきたいということと、やはり効果的にそういうような優先順位を図りながらやっておるところであります。

令和5年度は9地区のほうから申請が、申請は9地区で事業を実施をしております、四

区や吉延、北山西、木能津、大石等で作業を実施をしておるということであります。恐らく応募はこれ以上に来ておって、そして昨年からの持ち越しで今年やった事業もあると思いますので、ちょっと森林組合のほうでも750万円の予算をもうちょっと増やすので、ちょっともっと地区を広くやっていただけないかという相談もしておりますが、森林組合のほうの先ほどのスケジュールとの兼ね合いもありまして、なかなか要望に対して事業の着手がやはりちょっと遅れておる状況になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（上地信男君）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄君）分かりました。毎年、この事業は750万円ぐらいの予算を取っておると思うんですが、先ほど課長が答弁があったように、結構要望が多いと僕も聞いておりますので、できれば予算をちょっと増やしていただいて、そういう事業を増やしていただきたいと思います。要望になります。よろしくお願いします。

○委員長（上地信男君）それでは、ほかに質疑ございませんか。質疑なしと認めます。

これで5款農林水産業費の審査を終わります。

次に、4款商工費、134ページから139ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば、ご説明をお願いをいたします。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）ページ数が137ページになります。

商工振興費の中の工事請負費370万円の内容について説明をさせていただきます。

これ昨年11月1日にオープンしましたチャレンジショップに関する施設整備の工事費でありまして、チャレンジショップをオープンするに当たりまして、土地のちょっと造成でありますとか、浄化槽の設置工事を実施をした経費となっております。

その下の補助金についてであります。補助金の一番上にあります街灯LED化補助金ということで、これ昨年事業費の3分の2を県の交付金が燃料費高騰対策の関係で当たるということで、町のほうも残り3分の1の補助金を出しまして、町内74か所の街路灯をLED化に交換をしておる事業であります。これが約890万円ございます。

あと、その下に商店街等振興計画推進事業ということで、980万円ぐらいの予算を支払っておりますが、これがチャレンジショップの運営等に当たる経費、あとスタンプラリー事業でありますとか、しそキャンペーン、これ商店街の推進計画のほうに位置づけておりまして、それに対する事業展開をしております。

これにチャレンジショップのコンテナハウスのリース代も入っておりますので、そういうものが大きいものとしてはこの事業で当たっている。2分の1は県の補助で充当してやっておるということになります。

それと、同じ137ページの3の観光費の一番下の工事請負費であります。高知県観光振興総合支援事業ということで、260万円の工事費でございますが、これはダム左岸側展

望台にあります男女のトイレのほうを和式から洋式化にちょっと工事をして、変更をしておる事業、県の補助をいただいて実施をしている事業であります。

その下の早明浦ダム展望台の排水修繕というのは、トイレに行くまでの排水のほうの水漏れでトイレのほうの水圧が低かったということで、その調査をしたところ、間で漏水の箇所があったということでその工事対応をしているものであります。

続いて139ページ目になりますが、6の物価高騰対策のほうになります。これも物価高騰対策の交付金を活用しまして、昨年2回地域振興券、商品券の配布事業を実施をさせていただいております。役務費の郵便料はその2回の配達を全戸にした費用とその委託料については、商工会のほうに換金の業務を委託してやっていただいております。

あと、扶助費と補助費にそれぞれ計上されておりますが、当初は本山町、この地域振興券事業は扶助費という形で、生活支援金的な位置づけで支払いをしておったところなんですが、このあたり監査委員とも協議をいたしまして、その他の市町村の動向等も確認しまして、補助金のほうがやはり地域振興券については支払いする形としては、補助金のほうがいいということの確認が取れましたので、2回目のこの地域振興券から補助金という形での予算の計上ということをさせていただいております。

この事業については、5月末までの利用期間でありましたので、繰越しをして実施をしておりますが、その分ですみません。ちょっと予算の計上が二つに分かれておるということで、ご説明とさせていただきます。

以上です。

○委員長（上地信男君） それでは、ほかに説明はありませんか。

（発言する声なし） 説明が終わりました。

それでは、質疑に移ります。

順次質疑に移ります。

それでは、6款1項1目商工総務費、134ページから135ページの審査を行います。

質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

次に、6款1項2目商工振興費、134ページから137ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君） 137ページ、先ほどの説明の中で商店街等振興計画推進事業補助金のチャレンジショップのコンテナハウスがリースであるという旨を聞きましたが、その部分の費用に対して現在活用されていない、休止されているコンテナハウス、たしかあの中にもかなり町の費用で設備を入れていますが、それをずっと賃貸でリースで払っていくということに對しましての費用がいかほどのものか。それに対する効果はどうかについての本山町としての評価についてお尋ねいたします。

○委員長（上地信男君） 執行部、答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）このチャレンジショップはもう政策的にやっていることでございますので、その件についての説明は私のほうが当然しなくてはならないだろうというふうに思っています。

このチャレンジショップについては、集客から考えれば国道沿いなんかがいいんじゃないかというような考え方もありましたけれども、まちなかでチャレンジショップをチャレンジしたいということで、コンテナハウス等、一部借りた旧商店を改装して、2か所で実施をしておるところでございます。商工会の皆さんに本当にご尽力いただきまして、その経営のこととかも含めてチャレンジャーとの連携も取っていただいて、調整をさせていただいております。本当にありがたく思っております。

ただ、コンテナショップにつきましては、なかなか経営がうまくいかないということもありまして、半年を経過して終了されたということで、その方の話では第1号だったので第1番というか、だったのでチャレンジしてみたという話でございました。そういう意味では、非常に地域のコミュニティーの場にもなっていましたので、残念でございました。

あと、その後の活動については、今商工会のほうでも募集をしていただいておりますので、それからいろんなご意見も今いただいておりますので、いろんな活用方法についてチャレンジショップは県の補助金なんかも頂いておりますので、それに基づいた仕様にも、利用にもしなくてはなりませんけれども、いろんな活用方法についてもご意見もいただいておりますので、そういったことを検討してなるべく早くコンテナのハウスについても上げられるようにしたいと思います。

今費用がかかっておりますので、それについて利用できていないということについては誠に申し訳ないと。それは私の政策的に実施しておりますので、私の責任であるというふうに考えております。

なお、地域の活性化、商店街の活性化のためにこのコンテナハウスにつきましても、それから今チャレンジしてくれております方に対しましても、いろんな連携を取りながら今後の取組について推進をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（上地信男君）補足して。じゃ、お願いします。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）先ほどコンテナハウス部分のリース料の関係のほうで質問がありましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

リース料が6年の間で支払うリース契約ということになっておりまして、総額約1,000万円ぐらいのリース料で、これを6年で割って払っていくという契約になっております。その部分の半分は県の補助が当たるということで、県のほうからは現在、空きになっておりますけれども、空きになった状態を応募、公募するということを経営することで県の補助対象としては認めていくということで、何とか次の方を入れていただくように内部広報活動を継続しておるところであります。

なお、空きの期間については、スポットで利用することは臨機応変に対応することは構わないということでありまして、今後はまだそういう形で短期で使う形も、次の方が決まるまでの対応になるかもしれませんが、そういうことも含めて現在、商工会と今後の運営を協議をしておるところであります。

以上でございます。

○委員長（上地信男君）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）7年間で町の負担が500万円。月額に直すと約6万円のお金を払っている。これひょっとしたら買い取ったほうが安く済みません。今後、常任委員会のほうでこれ検討、研究せないかんとおもいますが、どう思いますか。その点についてのお考えをお尋ねいたします。

○委員長（上地信男君）執行部、答弁。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

この県の事業を利用するに当たりましては、ちょっと買い取った形では補助対象にならないということで、リースだったらその部分の補助の対象になるということになっておりますのと、一応6年間のリース終了後は町のほうにその施設は帰属すると、町のものになるというような契約になっておりますので、またその後の有効活用策も考えていくということになっております。

○委員長（上地信男君）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）再度お尋ねします。

ということは、500万円の物件を7年分割で払って、7年たったらリースアップで自分のものになるという解釈でよろしいのでしょうか。6年。6年払って行って、そのリースアップになったら自分のものになりますよと。だから、ずっと賃貸で払い続けるのではなくて、分けて払って最終的には自分のものになるという分割払いをしているという解釈でよろしいのか再度お尋ねします。

○委員長（上地信男君）執行部、答弁。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）そのとおりであります。

○委員長（上地信男君）ほかに質疑はございませんか。ないようでありますので、質疑を終わります。

次に、6款1項3目観光費、136ページから139ページの審査を行います。

質疑はありませんか。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）139ページの負担金の件についてちょっと質問したいと思います。

土佐れいほく観光協議会の負担金が700万円何がし出ておりますけれども、これずっと続けてきておりますが、ほかの3町におってもこういう負担金で出して、一応一般社団法人

人というものを運営しているわけですが、これ果たして本町にどれだけのメリットがあったか。どれだけの効果があったかということを考えてときに、今後ずっとこの一般社団法人で続けていくのかどうかということについては、私は非常に疑問に思うところであります。

この件については、下の本町の観光協会との金額の比較をしていただいてもいいと思うんですけども、非常に観光協会に対する補助的なもの、負担金的なもの、非常に少ない。だから、本町の観光協会、非常に衰退をしていて、いてもらうというような状況の中で、こうやって700万円何がしの金額を計上してやるということについての我々の感覚というのが妙に分らん。

これ確かに全体でやるということは非常に大事なことなので、今後ますますこういう状態が増えてくると思うんですけども、この観光協会というのを単独で、ああいうことで一社でやってしまいますと、やはり非常に町としてはやりにくいところがあるわけですね。どうしてかという、一般社団法人ですから独立しています。一応。だから、独立しているものは我々の中でどういう事業をして、どれぐらいの財政状況かというのは全然報告されていない。全く分らん。だから、事業の効果も分らんし、何しているかも分らんというような非常に不透明な状況に陥っている。これは私、一般社団法人をつくる段階からこういう懸念をしとった。分かりにくくなるということをやっとしたら本当に分かりにくくなって、何しているか分らんということです。

だから、やっぱり費用対効果のことを考えたら、この組織についてはもう一度やっぱり本町としても考えるべきじゃないかというふうに思うんです。本町の観光のためにどうすればいいかということのを改めて考えるべきだと思うんですが、この観光協議会の今後の件について、町長、どんなふうにお考えか。ずっとこれ継続してやっていくおつもりか、ある程度これ期限を切って設営された団体かどうか、このあたりの認識はいかがでしょうか。

○委員長（上地信男君）執行部、答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この観光協議会につきましては、令和元年度に土佐れいほく博というのを取り組まれて、その中で嶺北で連携して取り組むという機運が非常に高まったというふうに聞いております。それを受けまして、令和2年の12月ですか、この嶺北4町村でこの協議会を立ち上げて運営されております。嶺北地域のこの資源を活用した企画とか、観光の企画とか、それから情報発信とか、それからこれは補助金も県の補助金もございましたけれども、宿泊クーポン事業ということで、嶺北でこの宿泊クーポンについては決算なんかをみますと、結構本山町、嶺北で本山町内で宿泊してクーポンを、2,000円のクーポンありますけれども、それを結構本山町で使ってくれている実績が多くて、そういう意味ではそのクーポン事業はほかの町村には申し訳ないですけども、本山町で結構使ってもらっているなというふうに決算書を見たこともございますけれども、今のご指摘で費用対効果も含めて私もこの協議会の総会等では、やはり目に見える活動をやっぱりしていくべきだと。それから、観光

業としての資格を取りましたので、それをやっぱりいろんなところへ情報発信で大手の旅行会社に情報を売り込んでいただけじゃなくて、自分たちで企画したもので嶺北の資源を活用したお客さんの引き込みを、これはしてもらいたいという話は常々会があるたびにしておるところでございます。

これ期限というのは10年をめどにとかそういうことには申合せになっていないように思いますので、それから4町村で申合せで設立しておりますので、なかなかそういう意味では4町村で観光協議会を連携した取組、効果のある取組にするということをまず一生懸命取り組んでいかなくはならないだろうということで、ほかの町村長さんも私と同じように総会等においてはそういう発言もされて、その存在価値を、意義を示してほしいということを常々話をしております。これはそういう方向で、現状では一生懸命観光協会に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（上地信男君）ほかに質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

次に、6款1項4目消費者行政推進費、138ページから139ページの審査を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、6款1項6目物価高騰対策、138ページから139ページの審査を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

これで6款商工費の審査を終わります。

それでは、伺います。

もう正午となります。休憩として、午後は1時からということで行いたいと思います。よろしく申し上げます。休憩いたします。

休憩 11:56

再開 13:00

○委員長（上地信男君）それでは、午前中に引き続き会議を開催いたします。

一般会計の審議を行います。

午前中審議の中で2款1項6目企画費の委託料についての十分な説明ができていなかったため、執行部から資料の提出がありました。お手元に配付した資料に基づきまして説明をお願いします。

執行部、説明をよろしく申し上げます。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）委託料等の説明をさせていただきます。

書類のほうは皆さんに。

そうしたら説明いたします。

決算書の85ページになります。よろしいでしょうか。

まず、委託料の中で2,653万9,365円、指定管理料となっております。これにつ

きましては、嶺北高等学校魅力化プロジェクト事業の委託料、指定管理料として233万9,365円とアウトドア拠点施設運営管理費、これはアウトドア施設の指定管理料として2,420万円で、この2,653万9,365円となっております。

次に、3,195万2,770円、事業委託料です。事業委託料としましては、地域おこし協力隊の地域おこし協力隊推進事業で10万2,230円、これはワークショップ等の委託費であります。

本山町ふるさと支援基金事業1,479万1,002円というものですが、これにつきましては、ふるさと納税のサイト委託などの費用であります。まちづくりの入っていますが、集落活動センターの推進事業、汗見川の集活センターの事業委託費です。350万円です。

アウトドアの里づくり事業の委託料19万4,920円、これはガイド養成の合宿の委託であります。

次、移動手段確保支援事業の委託料ですが、1,286万8,408円、これにつきましては、コミュニティバス、路線バス等の委託料となっております。

まちなか活性化推進事業の委託料ですが49万6,210円、これにつきましては、ワークショップなどの支援の委託をしてもらっているもので、3,195万2,770円です。

3番目、設計委託料1,391万5,000円です。

これにつきましては、河内ノ宮地区の飲供の実施設設計等、それと北山西峰ヶ平の飲供の実施設設計、あと、アウトドアヴィレッジのヴィアラ等々の設計委託、同じくアウトドアヴィレッジの改修構想の作成委託、帰全の森体育館屋根改修工事の設計委託、それと、瓜生野地区飲料水供給施設の実施設設計追加委託ということで1,391万5,000円です。

続いて、工事請負費になります、14工事請負費のところですが、工事請負費で4,832万3,000円です。これにつきましては、集会所の建て替え工事で瓜生野の集会所と新庁舎の整備事業で385万円、これは新庁舎の工事の後でJアラートの機器を移設工事で設置しているものです。

それで、この中でこれで県単事業というのが工事請負費の上にあります、工事請負費としては全体は説明が抜けているところがありまして、県単事業では3,313万2,000円、これで県単事業で権代地区の飲供施設、それと河内ノ宮の飲供施設の工事の部分が追加となりまして、全体で工事請負費の中で8,873万6,532円となります。

以上です。

○委員長（上地信男君）以上で、午前中の審議の中で2款1項6目企画費の資料の説明がございました。

質疑ございませんか。質疑なしと認めます。

それでは、7款土木費、138ページから147ページの土木費についての審査を行います。

複数の担当課が関係するかと思います。担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要する箇所についてご説明をお願いをいたします。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）ご説明させていただきます。

142ページ、2目の道路維持費の14節工事請負費です。

こちらのほうが町道寺家中央線ほか道路の補修工事を432万3,000円行っております。

続いて、松島河川管理道について、こちらも管理道整備工事として349万8,000円をしております。工事費843万7,000円の内訳です。道路維持管理費の14の工事請負費の支出額の工事費が843万7,000円の内訳になります。

あともう一つが、町道の権代線の維持修繕緊急対策工事ということで61万6,000円を支出しております。

続いて、3目の道路新設工事の中の21節の補償補填及び賠償金の説明をさせていただきます。

こちら、町道本山三島線道路改良の工損費用の金額として38万6,323円計上しております。これは交差点改良が完了したことに伴い、1件、1棟についての補償費となっております。

続いて、4目の橋梁維持費について説明させていただきます。

12節の委託費です。

橋梁の点検になります。町道七戸線ほか9路線の点検委託業務となっております。合計で1,641万2,000円余りとなっております。

続いて、144ページの14の工事請負費です。

こちらのほうが委託費の1,405万8,000円のところです。こちらのほうが。

144ページの工事請負費のところになります。

144、145ページのところです。

14の工事請負費のところのご説明です。1,405万8,000円の工事費です。

こちらのほうが坂本橋ほか2橋の橋梁修繕工事となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（上地信男君）ほかに説明要する。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）144ページ、145ページの住宅費について、主だった点について説明をしていきたいと思えます。

まず、145ページの中ごろにあります需用費の中の修繕料291万1,152円、これにつきましては住宅の維持管理、雨漏り等の修繕費でございまして、この内容につきましては決算審査の意見書でも15ページに住宅費の記述がございまして、住宅費では公営住宅の老朽化による維持修繕が年々増加傾向にあるという意見もいただいておりますとおり、老朽した住宅の修繕に必要な金額として、令和5年度は290万何がし。ちなみに令和4年度は198万6,000円あまりの修繕費が発生しておるといった状況でございました。

あと、その下段にあります工事請負費のところの内容ですけれども、単独事業としまして114万4,000円、これは更新住宅のガスコンロの周りにあります耐熱板が、コンロからの回りにある板が近すぎて火災のおそれがあるということから、耐熱板を新たに補強しまして、更新住宅40戸分の耐熱板の補強をした工事費となっております。

その下段の補助事業といたしまして313万5,000円、これは、町営住宅の帰全山の団地にあります風呂の設置、新たにお風呂を設置したものでございまして、3戸分の設置、改修等を行ったものでございます。

145ページ、一番下にあります住宅建設費6,860万円とあります。

これは西木戸団地の解体工事、32戸分の解体工事の費用でございまして、147ページ、次のページに移りまして委託料3,830万円は、工損調査、設計管理の委託料として計上しておりましたものと、工事請負費2,950万円は取壊しの費用。それで、補償・補填とあります80万円は、2戸分の引越しの費用として計上しておりました。

これにつきましては、令和5年度に繰越をして、本年度実施に向けて準備を進めておるものでございます。

以上です。

○委員長（上地信男君）ほかに説明をする方おられませんか。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）総務課長に続いて146ページ、147ページの4目の河川費のところ12節の委託費について説明させていただきます。

金額は511万5,000円となっております。こちらが栗の木川堰堤の下流の谷、コナンナロ谷の設計委託の費用となっております。なお、繰越の部分、令和6年度に繰越をしている部分あります。

以上です。

○委員長（上地信男君）ほかに説明はございませんか。

それでは、順次、これより質疑を行います。

7款1項1目土木総務費、138ページから141ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次、7款2項1目道路橋梁費総務費、140ページから141ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、7款2項2目道路維持費、142ページ、143ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、7款2項3目道路新設改良費、142ページから143ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、7款2項4目橋梁維持費、142ページから145ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、7款3項1目住宅管理費、144ページから145ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、7款3項2目住宅建設費、144ページから147ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、7款4項1目河川費、146ページから147ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで7款土木費の審査を終わります。

次に、8款消防費146ページから151ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明をお願いいたします。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）消防費につきまして、146ページからの要点について説明を申し上げます。

まず、消防費につきましては決算審査を受けまして、今回の審査の意見書でも意見をいただき、ご指摘をいただいた点は16ページに詳細を掲載していただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

まず、消防団員ですけれども、令和5年4月1日現在で174名で、令和6年3月31日で171名の団員であります。定数は220名でございまして、依然団員は定数不足ということがございます。

147ページの報償費268万7,000円とございますのは、退職団員の報償費でございまして、令和5年度5名の退団の団員がおいでしました。

次に、149ページに移りまして、負担金補助及び交付金の一番下の段に、消防団運営費補助金75万3,000円とございます。これは、消防団の活動費ということで、1人当たり3,000円で171名分51万3,000円と、あと令和5年度は操法大会がございまして、操法大会に出場した1チームに3万円を補助したものでございます。

分団は6分団でございすけれども、中央分団と東部分団は2チーム参加してございましたので、全部で8チームで24万円、合計が75万3,000円の補助をしたという内容でございます。

あと、149ページの中ごろ、工事請負費とございます。97万9,000円、これは山崎の防火水槽を修繕いたしました49万5,000円と中央分団の水道の布設替えが必要でございまして、それに48万4,000円を支出したもので、合計97万9,000円となっております。

あと、備品費としまして1,575万何がしとあります。これは、令和4年度に小型動力ポンプ付積載車、これは上奈路に整備したものでございますけれども、令和4年度に契約しておりましたけれども、5年度機器が揃いませんで、5年の11月に支出したものでございまして、中央分団、上奈路の屯所に今整備をしておりますものでございます。

あと、ページ改めまして151ページに移りまして、消耗品費とあります内容ですけれど

も、303万1,380円、これは災害用の毛布1,000枚を用意しました302万5,000円と、災害対策本部という垂れ幕を用意しましたので、それが6,380円なんですけれども、その分でございます。

あと、被服費は、災害対策本部の本部員の活動服を用意したものでございます。

委託料の業務委託料462万円につきましては、昨年度整備しました地域防災計画の委託料の費用でございます。

下の土地借上げ料15万円は、下津野のヘリポートを借上げておりますので、その費用でございます。

備品費としまして書いておりますデジタル簡易無線につきましては、60台分を機器の更新をいたしましたので、その分でございます。

以上で説明を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（上地信男君）説明が終わりました。

これより、順次、質疑を行います。

8款1項1目日常備消防費、146ページから147ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、8款1項2目非常備消防費、146ページから149ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、8款1項3目消防施設費、148ページから149ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、8款1項4目水防費、148ページから149ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、8款1項5目災害対策費150ページから151ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで8款消防費の審査を終了しました。

次に、9款教育費、150ページから175ページの審査を行います。

教育長及び関係する課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば、説明をお願いします。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）ページ150ページ、151ページ、9款の数字が記載されております。151ページのほうで令和5年度の決算額は、2億5,563万6,598円となっております。

令和4年と比較しますと、6,070万円ぐらいの減額となっておりますが、令和4年度には吉野小学校の体育館の改修がございましたので、それが大体6,800万円ぐらいでしたので、その影響でございます。

それと、その横にあります数字の明許繰越費でございますが、この4億6,718万6,000円は、嶺北中学校屋内運動場の需用費となります。

令和5年度に新たな事業といたしまして、158ページを見ていただきたいと思います。

158ページ中学校費、学校管理費の12の委託でございます。ページが161ページになります。

ここの委託料ですが、工事設計委託料で1,166万3,520円、こちらは屋内運動場の工事の設計費になります。

次に、168ページをお願いします。

168ページ、中段からやや上であります。プラチナセンター費で14工事請負費で、支出済額が440万7,975円となっております。工事請負ですが、こちらプラチナセンターの文化ホールの空調機器が壊れて、これを改修したものでございます。

新たな大きい事業といたしましては、この2つとなります。

以上です。よろしくをお願いします。

○委員長（上地信男君）それでは、ほかに説明をする箇所はございませんか。

（発言する声なし）説明がないようなので、これより順次質疑を行います。

9款1項1目教育委員会費、150ページから153ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款1項2目事務局費、152ページから155ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款1項3目育英費154ページから155ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款1項4目教員住宅費、154ページから155ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款1項5目外国青年招致事業費、156ページから157ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款2項1目学校管理費、156ページから159ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款2項2目教育振興費、158ページから159ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款3項1目学校管理費、158ページから161ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款3項2目教育振興費、160ページから163ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款4項1目社会教育総務費、162ページから165ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款4項2目公民館費、164ページから167ページの審査を行います。

質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款4項3目プラチナセンター費、166ページから169ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款4項4目文学館費、168ページから171ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款5項1目保健体育総務費、170ページから173ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、9款5項2目体育施設費、172ページから175ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで、9款教育費の審査を終わります。

次に、10款災害復旧費174ページから177ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

(発言する声なし)説明がないようでございます。順次質疑を行います。

10款1項2目農業用施設災害復旧費、174ページから175ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、10款1項3目林業用施設災害復旧費、174ページから175ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費、174ページから177ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで、10款災害復旧費の審査を終わります。

11款公債費、176ページから177ページの審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

田岡総務課長。

○総務課長(田岡学君)公債費177ページの内容につきましてご説明申し上げます。

決算審査の際に公債費の内容も分析をしていただきまして、現状につきましては決算審査の意見書の18ページに公債費の内容が掲載されておりますので、ご参照いただきたいと思いますのと、今後の将来見通しにつきましては、意見書の31ページ長期債の発行についてということで、年々の償還金が増加をしておるという現状については記述されておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

本会の冒頭にも申し上げましたとおり、公債費の部分につきましては、令和10年にピークを迎えるということで、財政班を中心にその都度都度、将来見通し中期計画については分析をしておるところでございます。本年度も11月の末に財政研修といたしまして、長期見

通しにつきましては評価をしたものをお示しをして、また説明をさせていただく機会をつくりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○委員長（上地信男君）説明が終わりました。

これより、順次質疑を行います。

11款1項1目元金、176ページから177ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、11款1項2目利子、176ページから177ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで、11款公債費の審査を終わります。

次に、12款予備費、176ページから177ページの審査を行います。

質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで、12款予備費の審査を終わります。

これから、総括質疑を行います。一般会計歳入歳出決算の中で総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

松繁福委員長。

○副委員長（松繁美和君）ふるさと納税の関係でお聞きをしたいと思うんです。それで、総括文書の中に、財産に関する調書でした、すみません。その一番最後です、基金に関するところで決算年度中の増減でふるさと支援基金です、これが1,399万6,000円ということになっております。

そして、この計算書のところで見ていきますと、いわゆる入がふるさと支援基金が、そうですね、ページ言わないかんですね。

59ページです、指定寄附金、寄附金の中の指定寄附金ということで、ふるさと支援寄附金が3,300万何某入っていますね。

そして、その同じページの繰入金で91万7,000円が14の節です、ふるさと支援基金繰入金が91万7,000円、こういうふうに繰り入れられたというふうに見ているわけです。

そして、あと積立金ということで、77ページ、一般管理費の積立金でふるさと支援基金積立金が1,491万2,992円とこういう金額がある。

そして、先ほど説明があった85ページ企画費のところ、この事業委託料の内訳表もらいましたが、そのうちのふるさと支援基金事業が1,400万円。これサイトへの委託料ということになっています。

それから、それ以外に事務費だとかそういうものがあるんだろうと思うんです。これで、実は私、予算のところではこの支援基金事業ということで、今日皆さん特に予算書を持っていないと思いますが、予算書から見ると、この企画費の中で本山町ふるさと支援基金事業で2,500万円ほどの予算を組んでおります。その中に消耗品費や印刷費、郵便料、

諸手数料、広告料、そして事業委託料というのが先ほどのサイトへの委託料と思いますが、これ2,357万3,000円と、こういう額になっていて、若干これ予算ベースですので、決算とは違うと思いますけれども、こういうふうにあっちを拾い、こっちを拾い、見ていかないと、果たしてこのいわゆるふるさと納税で入ったお金がどういうふうに使われて、そして、実際には教育のところに随分使っているというのも聞きましたが、じゃその教育費の決算で見ても、どれへ幾ら使ったかというのはこの決算書では見えんです。

ということで、ふるさと納税に係る部分で、入と出、そのことが明らかにしてほしいなというふうに思うのが一つと、それから、改めて予算でも決算でも寄附金の項に指定寄附金しかない。一般寄附金というのはもうないからなんですか。そういうのは実際発生していないということなのかなと思ったり。

そして、もともと寄附金というのは、前年とおし過ぎていくと予算がたてるのかもしれませんが、普通寄附金ってあまり予算立てんのになんと思ったりして、いろいろ考えているところ。そのことについて、説明いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（上地信男君）執行部答弁をお願いします。

暫時休憩といたします。

休憩 13:42

再開 13:52

○委員長（上地信男君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、松繁副委員長のほうからふるさと納税についての質疑がございました。細かい数字も必要ということで、資料整理のためにかなり時間を要するかもしれません。資料につきましては、明日、改めて。

資料ありますか。

執行部答弁。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）非常に細かい資料については精査をさせていただいてお配りするようにしたいと思います。

なお、ふるさと納税の毎年の金額、もしくは使い道などにつきましては、本山町のホームページのほうにふるさと納税の使途、あと、毎年どれくらいの金額を寄附をいただいたかというのが載っていますので、今令和4年度までしか載っていませんので、最近令和5年度の調整をしたところなので、私のところまで決裁が来ていますけれども、まだできていないということで。

今年度じゃなくて昔の分でしたら、福祉タクシー・バスの助成事業、聞いていますか。令和5年度ですね。分かります。

○委員長（上地信男君） それでは、改めて資料提供のほう要求をしておきます。

松繁副委員長、それでよろしゅうございますか。

それでは、総括でございます。

ほかに質疑ございませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） 8番。

草刈り等維持みたいなことなんですけれども、河川の環境保全とか環境整備等につながるし、また、住民の方が前の旧庁舎の役場の下流側の河川口の笹等を刈っていてくれたのが、3年くらい前から刈らなくなって、やはり生い茂って危ないし、周辺の環境美化なんかも悪くなっているのではないかというふうに心配もされておられますんで、草刈り等していたのが、引継ぎ等がうまくできておるんか、ここだけやなしにやはり…。

○委員長（上地信男君） すみません、8番、大石さん、決算の質疑ですか。

○8番（大石教政君） そうそう、決算の中で、今までやられておった決算等の予算がとられなくなっておるんかどうかお伺いします。

○委員長（上地信男君） 難しい、8番、大石さんに申し上げます。

具体的に何費というようなことでの質疑にはなりませんでしょうか、質問に。少し質問を整理してお願いをいたします。

暫時休憩にします。

休憩 13：56

再開 13：58

○委員長（上地信男君） 会議を再開いたします。

ほかに総括質疑はございませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君） 令和5年度決算は新庁舎に移って初めての決算でございます。旧庁舎のときと新しい庁舎に変わって経費的にどのような成果が表れたのか。

また、併せて新庁舎に移って組織改革を行っております。その組織改革の成果というのは目に見えてあったのかについてお尋ねいたします。

例えば、1例、たまたま、主要な施策の成果に関する報告書の一番最後のページに国土調査事業についての数字がございます。確か事業については、所轄の課が昨年度変わったと思いますが、調査面積が過去に比べて格段に伸びて、予算も倍ぐらい使っていると。こういうのも組織改革の成果であったのかどうかについて、総括してお尋ねいたします。

○委員長（上地信男君） 執行部答弁。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君） 主要施策、よくご覧になってくれてありがとうございます。

なかなか生かされんことが多いんですが、国土調査、今回は令和5年度の説明もしたんですが、七戸地区というところで特に筆が粗い、46名で600筆ぐらいであるというところで面積が伸びております。

それから、予算確保については、なかなか防災枠というところでもらっているんですけども、沿岸部も国調始まったので、なかなか割り当てがないんですが、七戸地区は土砂系の災害が多いところというところで重点的に災害が起きたときに、地籍調査は境界が分からなくなると困るというところで、もう予算要求は1億円超す予算要求します。

それで、切りしろを構えてお金を余計もらうというところで、今回は割り当てがあって、今年も割り当てが意外ともらっております。

機構改革に伴う調査というところでは、税部門との国調との連携というところでは、所有者がうちでいくと戸籍になりますけれども、所有者の相続を確認するであるとか、固定資産情報からの所有者を当たるというところでは、よりスムーズなことになっておりまして、地権者にそれに対する国土調査の後の、例えば税のことなんかの説明なんかはスムーズな説明ができるというところでは機構改革の成果だと思えます。

以上です。

○委員長（上地信男君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）吉川議員から新庁舎に移っての効果という点のご質問もありました。

幾つかに分散しておったところを一つにまとめるという、それによる住民サービスという点での成果があるのと、経費的にも今まで3か所ぐらいあったところでの電気とか、そういった部分では節減になっております。具体的にどれぐらいというのはあれですけども、新庁舎全てLEDにしておりますので、そういった面での電気料の軽減にはつながっておりますのでございます。

あと、住民の方については、先ほど大石参事からもありましたとおり、1か所に来て用がたせると、言えば、住民生活課に来て用があったときに、隣にある健康福祉課で用が済ませられる、あと、2階、3階で用が済ませられるというようなところでの効果が発揮できたというふうに思います。

あと、職員の中では旧庁舎で非常に狭くて、ご存知のとおりトイレも十分じゃなかったというところからは、職員のいわゆるストレスの解消にもなったというところでの効果があるということで報告したいと思えます。

○委員長（上地信男君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）追加で、補足というか、総務課長から経費の面がありました。

本年度の企画のほうで、事務事業編、地球温暖化対策の事務事業編の再編をやっております。そのときは詳細なデータ取りを今やっているもので、過去と今年、去年と今年、というところの対比もできてくるところであります。

そういう意味では、もう本年度中に成果は上がるということになっていきますので、新たな事務事業編の分析により、そういうふうに効果もより一層分かりやすくなるのではないかと

と思います。

以上です。

○委員長（上地信男君）よろしいですか。

それでは、他に総括質疑はございませんか。

9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄君）消防団のことでお聞きしますが、どこの自治体も定員を割るということお聞きしますが、本町でも220名に対して174名ということで、3名退団とかいう話があったと思うんですが、最近、移住者で結構若い人も移住されて来ておりますし、地域協力隊の人も若い方がおられますが、そういう方への取組なんかは進んでいるのでしょうか、お聞きします。

○委員長（上地信男君）執行部答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）地域おこし協力隊で来られた方も消防団に入っていて、せっかくの県の操法大会でも出場して活躍をされておるところでございます。

そういった方を中心に、また、地元の本山町出身の方にも各団から声をかけて、消防団の団員数の増につなげていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（上地信男君）澤田さん、よろしいですか。

それでは、ほかに総括質疑はございませんか。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）10番。

住宅の新築資金関係についてお伺いをしたいのですが、本決算で滞納が9,900万円ほどあるということで、データ的に残っておるところであります。

これ、住宅新築資金の特別委員会等があって、この原因等については、特別委員会で調査し、そして、その報告に基づいて本町には私債権の管理条例を策定して、それで順次整理をしていくと、こういうふうになっておったわけでありまして。

その間数年たったわけでありましてけれども、金額的な返済の部分については、ぼつぼつ入ってきておるといふ実績はありますが、滞納の金額が従前の調査したときから全く大幅な減額にはなっていない。これは、買わせていないのに減るわけがないじゃないかということはあるかと思うんですけれども、そうではなくて、特別委員会では今までずっと滞納しておった中には、様々な原因があったんであろうと。その原因を究明しながら、この滞納の整理をしていくべきではないかと。こういう論議をしてきて、そして、その報告に基づいて執行部もやりますと。そのためには条例というお話になつたわけですがけれども。

例えば自己破産をして、裁判所のほうから法的にもうお返ししなくてもいいよいうふうになった、例えば貸付けのお金そのまま計上されとったりとか、それから時効の問題とか、様々なわけですがけれども、どうも進んでいないように思うんです。これ、管理条例、ずっ

と照らしあわせても進んでいない。

だから、いつまでたっても9,900万円という数字はもうずっと続いて残っている。これはやはり今まで特別委員会をやったり、管理条例を策定したりしながら、これについての整理をしていこうという形が生かされていないんじゃないかというふうに私は思うんです。

町の職員の人数の問題もあるかも分かりませんが、やはり担当課としてはこれの整理、取れないものは取れないという形で不能欠損していくと、欠損で落としていくというような形をとっていかないと、これの整理が全くつかないと。とれるものは管理条例に基づいて返済を求めるといことは私は当然せないかんことだし。取れないものまでもずっと債権という形で計上していくことはいかがなもんかなというふうに考えるんですが、町としての今後の方針をお聞きしておきたいと思います。

○委員長（上地信男君）執行部答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）岩本議員からのお話で、決算資料の2の5ページの滞納状況というところがあると思います。

ご指摘のとおりで条例もつくり、委員会も設置をして進めておるところでございます。ご指摘の内容について十分に精査をして、回収ができないということが明らかな部分については、なお精査をして必要な手立てを今後していきたいと思います。

以上です。

○委員長（上地信男君）執行部答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）私債権管理条例に基づいた整理をしていかなくちゃならない。一方で債権の確保ということもございまして、今まで私就任しましてからいろいろと議会のほうにもご心配いただきましたけれども、債権の確保に当たってもあります。

それぞれの事情があると思いますので、そういったところも精査して、私債権管理条例に基づいた整理は、ずるずるひっぱるといことではございませんので、そういう私債権管理条例に基づいた対応はしていきたいというふうに思います。

○委員長（上地信男君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）そういうふうな形でぜひともお願いしたいんですが、条例によりも優位に立つ民法であったり、いろいろ法的な、すなわち今言った自己破産で破産宣告出たものの処理とかいうのも、法律が優先をするわけですから、法律に基づいてそうなっているものは即条例に照らして処理をします。

それから、言わば時効になって、時効の援用をした場合には、法律的にこれは可能であるということから、法律の趣旨に従って対応するというような、法律に基づき処理をせないかんものを条例の手続によって、条例は手続論だと私は思うんです。

だから、効果をもたらすのは法律だというふうに思いますので、そこらあたりを照らしあいながら処理をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（上地信男君） それでは、執行部の方よろしくをお願いします。

他に総括質疑はございませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君） 防災関係で家具等安全対策費の補助金があります。令和5年度は20万4,000円というのが出ていたと思いますが、この資金の規制というか、あるんかもしれませんけれども、現在は業者が設置をする必要があるということで、なかなか希望をしても、その業者を介してということで申請が何かもう煩わしくてできないという話があります。

だから、例えば住民の人がここに使いたいということで、それを担当職員なりが確認をしたら、自前でも設置ができる、ものすごく難しい工事ということであれば、当然業者が必要ですけども、家具なんかの固定なんかについては、普通の住民の方でもできると思うんです。

だから、そうするともう少し防災対策費というのは、もう少し活用されていくんじゃないかと思しますので、この点についても検討願えたらなということで、検討していただきたいなと思しますが、町執行部の考えをお伺いしたいと思します。

○委員長（上地信男君） 執行部答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） ご質問のご意見は住民の方からもいただいておりますのでございます。

しかしながら、県の補助金を活用しております、その中には税の滞納がないかとかいう条件がございます。その手続きを個人の方がするというのが手間がかかるということから、業者でそれを全て申請書類を用意するということから、今この事業をしておるところでございます。

ご指摘の内容につきましては、県のほうも若干見直しができるということもありますので、今後の対応につきましては、もう一度内容を整理をして、この事業を活用して防災対策が進むように検討をしていきたいと思します。

以上です。

○委員長（上地信男君） よろしいですか。

ほかに総括質疑はございませんか。

それでは、ないようでありますので、総括質疑を終わります。

以上で、令和5年度本山町一般会計歳入歳出決算の審査を終了いたします。

なお、申し上げます。今日の質疑の中でふるさと納税の資料につきましては、明日必ず提出をお願いします。

そして、もう1点申し上げます。明日は資料等の説明を簡潔に行うよう申し添えます。

本日はこれもちまして散会いたします。

明日は9時よりいたしますので、よろしく申し上げます。
どうもありがとうございます。

午後 2時15分 散会